

専 従 役 員 補 償 規 程

(目 的)

第一条 この規程は、自治労神奈川県公営企業労働組合（以下「組合」という）専従役員の休職・離籍補償について定めることを目的とする。

(適 用)

第二条 組合機関の決定に基づき専従役員となった者は、この規程の定めるところにより、専従期間に応じて補償を受ける。

(専従役員の区分)

第三条 この規程においては、「専従役員」をつぎのとおり区分する。

- (一) 休職専従役員 地方公営企業労働関係法第六条三項に該当する休職中の専従役員をいう
- (二) 離籍専従役員 地方公営企業労働関係法第六条三項により休職専従期間を経過し、神奈川県企業庁から離籍した専従役員をいう。

(承 認)

第四条 休職専従役員になる者は、執行委員会で互選する。

2 離籍専従役員になる者は、全員投票による信任を得るものとする。

(休職専従役員の補償)

第五条 休職専従補償額は、休職による昇給延伸補償と退職手当などの補償とする。

(一) 休職による昇給延伸補償は、次の式により支給する。

当該休職専従役員の補償時の号給の昇給間差額×2×昇給延伸月数×10

(二) 退職手当などの補償は、休職期間一年につき給料月額一ヶ月分とする。ただし、その期間が一年に満たない場合は月割計算（十五日捨、十六日入）とする。

(休職専従補償金の精算)

第六条 前条の補償額は毎年大会終了後一ヶ月以内に支払う。

第七条 第五条に関する収支は、休職専従補償会計で取扱うこととする。

第八条 給料・退職手当について制度上大きな変更が生じた場合には必要な改正を行なうものとする。

なお、補償額支払後において、本人の退職等により執行委員会が還付の必要を認めた場合には、中央委員会の承認をえて、妄当な金額を還付させる。

(離籍専従役員の補償)

第九条 離籍専従役員補償は、上部団体の離籍専従役員補償規程等を準用し、支給される。

第十条 この規程に定めるものの外、必要な取り扱いについては執行委員会の決定による。

第十一条 この規程の改廃は、大会の議決によらなければならない。

附 則

- 1 この規程は 1986 年 10 月 24 日から施行する。
- 2 従前の自治労神奈川県公営企業労働組合休職専従補償規程は廃止する。

附 則

この規程は 1997 年 6 月 10 日から適用する。